

カナダ会計基準審議会御中

2006年5月19日

ディスカッションペーパー「財務会計の測定基礎-当初認識時の測定」に対するコメント

企業会計基準委員会（ASBJ）は、ディスカッションペーパー「財務諸表会計の測定基礎-当初認識時の測定」に対してコメントする。ここに記載されている見解は国際対応専門委員会のものである。

I 総論

1. ディスカッションペーパーの基礎的考えに対する意見

(1) 一物一価の法則の前提(質問7)

本ペーパーは、資産及び負債については測定日にただ一つの市場の（公正）価値のみがあり得ることを前提としている（完全版第135項）。すなわち、本ペーパーはすべての資産及び負債について一物一価の法則を前提としているものとする。しかし、完全版第137項において会計単位や参照市場の問題に言及しているように、このようなすべての資産負債について一物一価の法則が成り立つという前提は実務的観点からは非現実的である。

(2) 公正価値が当初認識時の最も目的適合的な測定基礎であるとする提案(質問6・14・15)

本ペーパーは、説得的証拠がある場合を除いて、資産又は負債の取引価格が公正価値として表わされるべきではないとし（完全版第243-252項）、公正価値が企業固有の期待に依存する測定基礎よりも目的適合的であるとしている（完全版第128項）。したがって、公正価値は資産及び負債の当初認識時の最も目的適合的な測定値であるため、企業固有の期待を含む測定目的を排除して、すべての資産及び負債について、当初認識時に企業が実際に支払う又は受け取る対価ではなく、公正価値で測定することを提案しているものとする。すなわち、当初認識時の資産又は負債の時価が支払う又は受け取る対価と異なる場合には、当初認識時に利得又は損失が認識されることになる（完全版第122項）。

しかし、我々は、当該提案に同意しない。取引価格は、企業固有の期待を含む測定基礎とは異なり、期待の前提となる当初投資額を指している。投資とその回収の計算という観点から、取得した資産は原則として当初認識時に支出額で測定されるものとする。また、引き受けた負債は一般に当初認識時には受取額又は支払予定額で測定されるものとする。

ここで、公正価値が取得原価と異なる場合（例えば、固定価格契約、自家建設）であっても、取得原価を優先し、当初時点での損益認識は回避すべきとする。ただし、取引価格が異常であるために取引価格と公正価値が乖離している場合だけは当初時点での損益認識は避けられず、公正価値を測定目的として用いることになる。

(3) 利益計算の観点の欠落

資産及び負債の測定が利益計算に影響を与えるにもかかわらず、本ペーパーでは資産及び負債の測定だけに焦点が置かれており、企業価値の見積りのための基礎情報としての利益計算の観点が欠落していることを指摘することができる。現実的には、企業が保有する資産及び負債には、企業固有の無形資産等のように、市場が不完備であるものもあるため、個別の資産及び負債を公正価値で評価して合計しても、企業価値とは一致しない。したがって、企業価値を見積るためには損益情報が不可欠であるが、すべての資産及び負債を公正価値で測定して算定した利益は投資家にとって有用ではない。

(4) 当初認識時の測定目的だけを取り扱っている点

本ペーパーでは、当初認識時の測定目的だけを取り扱っており、次の段階で資産及び負債の再測定の代替的基礎の分析を行うとされている（完全版第 16 項）。しかし、完全版第 21 項に記載されているように、資産及び負債の評価においては、当初認識と再測定は関連しており、当初認識時の測定目的だけを取り扱うのは妥当ではないと考える。

2. 資産及び負債の測定に関する ASBJ の考え方

(1) 事業投資と金融投資

財務報告の目的は、企業価値の基礎となる情報、すなわち投資家が将来キャッシュ・フローを予測して投資価値を評価するのに役立つ企業成果等を開示することである。我々は、投資家の意思決定に有用な会計情報を開示するために、投資の目的によって資産及び負債を事業投資と金融投資に区分している。測定目的は、投資の目的が事業投資と金融投資のいずれであるのかに応じて判断する必要があると考える。

(2) 事業投資

事業投資（例えば、有形固定資産や棚卸資産）は、売却することに事業遂行上の制約があり、企業が事業の遂行を通じて成果を得ることを目的とした投資である。事業投資の場合、事前に期待される成果に対応する事実は、時価の変動ではなく、事業の遂行を通じた資金の獲得であるため、当該事実によって損益を認識することが妥当であり、時価評価によって損益を認識すべきではない。例えば、有形固定資産は取得原価から減価償却を控除した金額で評価され、損益計算上、当該評価に基づく利益が計上される。

(3) 金融投資

一方、金融投資（例えば、売買目的有価証券やデリバティブ）は、売却することに事業遂行上の制約がなく、時価の変動によって利益を獲得することを目的にした投資である。金融投資の場合、事前に期待される成果に対応する事実は、時価の変動であるため、当該

事実によって損益を認識することが妥当であり、時価評価によって損益を認識すべきである。

(4) 当初認識の測定日に関する設例への意見(質問 14)

完全版第 411 項の例では、トラックを購入する契約を締結した 1 月 1 日の公正価値 1000 ではなく、トラックが取得される 3 月 1 日の公正価値 1100 でトラックを測定し、公正価値 1100 と支払額 1000 との差額である利得 100 を認識することが提案されている。金融投資の場合には、差金決済可能な市場が存在し得ることから、契約日から決済日までの間の評価損益を差金決済により実現させることが可能であるため、評価損益を認識することに問題はない。しかしながら、事業投資を目的としてトラックの購入契約を締結するのであるから、そもそもトラックの取得時に利得を認識することが目的適合的であるとは考えられない。また事業投資の場合、差金決済可能な市場は存在しないため、資産が取得された時点で直ちに利得又は損失を認識することは妥当ではなく、当初認識時には取得原価の 1000 で測定することになる。事業投資に係る利益計算においては、当初認識時で実際に支出した額（取得原価）を上回る資金を獲得したとき、すなわち、企業の期待が事実に変化したときに投資の成果が達成されたと捉えることが適切である。

(5) 結論

一物一価の法則を前提として、当初認識時の測定目的は公正価値が最も目的適合的であるという本ペーパーの提案は、すべての資産及び負債を金融投資と見なしているように思われる。しかし、すべての資産及び負債について一物一価の法則を前提とすることは非現実的であると考えられる。我々は、資産及び負債を事業投資と金融投資に区分して、当初認識時に事業投資を取得原価で測定し、金融投資を公正価値で測定し、利益計算を行うことにより、本ペーパーの提案よりも、投資家の意思決定に有用な情報を提供することになるものと考えられる。

II 各論

1. 公正価値の定義(質問 1・2)

本ペーパーでは、公正価値の定義は、入口価格と出口価格のいずれであるかに限定していない（完全版第 89 項）のに対して、FASB による公開草案「公正価値測定」によると、公正価値の定義は出口価格の交換に基づいている。両者には相違があるため、本ペーパーは FASB の公開草案に対する考え方を明確にする必要がある。

2. 一物一価の法則(質問 7)

すべての資産及び負債について、測定日にただ 1 つの市場の(公正)価値のみがあり得るという前提に同意しない。(I 総論 1.(1) 一物一価の前提 参照)

3. 支払約束に関する信用リスク(質問8)

金融負債の当初認識時の測定において、信用リスクを除外すると不合理な結果になるということには同意する。しかし、(本ペーパーの範囲外ではあるが、)再測定時に企業の信用リスクの変動を負債の帳簿価額に反映することについては重大な懸念があるので、ここで指摘しておきたい。(I 総論(1) 4.当初認識時の測定目的だけを取り扱っている点参照)理由は以下のとおりである。

- 企業自身の信用状況に基づく測定は、継続企業を前提とする場合に、企業がすべての負債を完全に弁済することを意図しているという事実と矛盾する。
- 企業の信用状況の低下は、一般に未認識の資産、すなわち自己創設のれんの価値の損失として同時に発生する。価値の損失は費用として報告されないため、負債に関する影響に関連して利益を認識することは誤解を招く恐れがある。
- 企業がその他の当事者に負債を移転することにより利得を実現できる状況がない限り、自分自身の信用状況によって負債の帳簿価額を調整することは不適切である。例えば、市場性のない借入金の場合、自己の信用リスクが高くなって当該負債の公正価値が下がることによる利得を実現できるような状況は、そもそも想定できない。
- 自分自身の信用評価の調整は、信頼性をもって測定することはできない場合が多い。

4. 取引費用(質問 11)

本ペーパーでは、取得費用が市場で回収可能ではないことから、当初認識時の公正価値には含めないとしている(完全版第 194 項・付録 C 第 16 項参照)。しかし、特に事業投資については、取引費用を当初認識時の取得原価に含めるべきであり、当初認識時の測定目的として、取得原価は公正価値よりも適切であると考ええる。

理由は以下のとおりである。

- 事業投資を目的とした資産の価値は、公正価値と等しくなく、どの企業が保有するかによって異なる。IAS 第 2 号「棚卸資産」¹及び IAS 第 16 号「有形固定資産」²の規定のとおり、事業投資については、投資の回収計算の観点から取得に直接関連する取引費用を取得原価に含めることが妥当である。
- IAS 第 16 号「有形固定資産」第 16 項においては、有形資産の取得原価の構成要素として直接付随費用だけでなく、解体及び除去費用並びに原状回復費用の当初見積り(資産除却費用)が含まれると規定されている。当初認識時に公正価値で測定する場合、資産除去費用は将来の支出であり、公正価値のマイナス要素となることから有形固定資産の当初認識される金額に算入することを説明することはできない。したがって、

¹第 11 項において、棚卸資産の購入原価には、完成品、原材料及び役務の取得に直接関係する運送費、荷役費及びその他の費用が含まれると規定している。

²第 16 項において、有形資産の取得原価の構成要素として直接付随費用が含まれると規定している。

資産除去費用は、原価積上方式でしか認識できないはずである。

- IAS 第 23 号「借入費用」において借入費用を取得原価に算入する代替的会計処理は、原価積上方式に基づいているが、借入費用だけを資産化することは公正価値の観点から説明することはできない。本ペーパーは、自己資本コストも含んだ資本コストを建設中の資産の当初認識額に反映させることを提案しているものとする(付録 C の C4-14 参照)。資本コストを資産化するような方法の結果、資本コストの超過利益だけが利益として計上されることになり、そのように計算された利益は、資本コストがすべての投資の当初認識額に反映されなければ首尾一貫しないため、我々は資本コストを資産化するような方法を支持することはできない。

5. 公正価値が当初認識時の最も目的適合的な測定基礎であるとする提案(質問 14)

我々は、公正価値が資産及び負債の当初認識時の最も妥当な資産及び負債の目的適合的な測定基礎であるという提案に同意しない。取引価格が公正価値と大きく乖離していない限り、原則として、取得した資産は当初認識時に支出額で測定し、引き受けた負債は受取額又は支払予定額で測定すべきものとする。(I 総論 1.(2)公正価値が当初認識時の最も目的適合的な測定基礎であるとする提案 参照)

6. 単一の取引交換価格が公正価値と等しいということが受け入れられるべきではないとする提案(質問 15)

本ペーパーの提案は、企業が実際に支払った交換価格ではなく、公正価値を優先するということを意味しており、同意しない。(I 総論 1.(2) 公正価値が当初認識時の最も目的適合的な測定基礎であるとする提案 参照)

反対の理由は以下のとおりである。

- 公正価値は取引の知識がある自発的な当事者間で、独立第三者間取引条件により、資産又は負債が交換され得る価額(完全版 88 項)と定義されており、一物一価の法則が前提とされている。それにもかかわらず、単一の取引交換価格が公正価値と等しくないとする提案は、一物一価の法則による取引価格が公正価値ではないことを意味することになり、定義と矛盾することになる。
- 本ペーパーでも、多くの場合、資産又は負債の交換される取引価格は、合理的に取引日の時価を反映していると推定することが妥当であることを認めている(完全版第 247 項)。単一の取引交換価格が公正価値と等しいということが受け入れられるべきではないとする記述は、取引価格と公正価値が乖離している例外的な状況を強調しすぎたものである。
- 市場が存在しない企業固有の資産及び負債については、当初認識時に、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 の代替的測定値である取得原価が用いられる結果になると考える。また、例えば、棚卸資産(原材料)を購入する場合に、例外的に取引価額と公正価値

と乖離がある場合、本ペーパーの提案に従うと、支出額と公正価値との差額が計上されることから、棚卸資産を大量に購入して在庫とするだけで利益操作が可能となることを危惧する。

- IASB 及び FASB の企業結合公開草案では、「反対の証拠がない場合、取得日に取得企業が支払う交換価格（譲渡した対価）は、被取得企業に対する取得企業の持分の取得日における公正価値の最善の証拠であると見なされる」と規定している。企業結合において過払いやバーゲンパーチェスは例外的な状況でのみ起こり得るものであり、完全版第 248-249 項の例では、企業 A が非公開の子会社を取得する場合、当該株式についての市場が存在しないため、企業 A の支出額の 1.35 百万が公正価値になるものとする。

7. 測定基礎の比較の目的適合性と信頼性に関する本ペーパーの分析及び結論(質問 16)

本ペーパーは当初認識時の最も目的適合的な測定目的として、取得原価、現在原価、正味実現可能価額、使用価値、剥奪価値、公正価値を比較し、公正価値が最も妥当であると結論付けている。

しかしながら、最も妥当な測定目的の選択は、いつ測定されるか（当初認識時か再測定時か）とともに、測定の対象となる資産・負債がどのような状況にあるかに応じて決定すべきものであり、当初認識時に限って上記 6 つの測定目的の比較を行ってもあまり有用でないと考えます。

財務報告の目的は、企業価値の評価の基礎となる情報、つまり投資家が将来キャッシュフローを予測するのに役立つ企業成果等を開示することである。我々の考えでは、いかなる単一の測定目的も、このような財務報告の目的を達成するには不十分であり、投資の状況に応じて多様な測定目的が求められる³。したがって、当初認識時及び事後測定時における資産及び負債の測定目的を公正価値に統一することが財務報告の目的に役立つとは言えず、むしろ、投資の目的によって最も妥当な測定目的は異なるものとする。

当初認識時の測定目的としては、金融投資の場合には公正価値が目的適合的である一方、事業投資の場合、企業が実際に支払った取得原価が最も目的適合的であるとする。

8. 当初認識時の資産及び負債の測定の提案されているヒエラルキー(質問 17・18)

当初認識時のすべての資産及び負債の測定のヒエラルキーとして、公正価値がレベル 1 として最優先されている提案には同意しない。

金融投資に関する当初認識時の測定目的としては公正価値が妥当であるとしても、事業

³減損の場合には、資産の測定属性として使用価値が用いられる場合がある。減損の場合の回収可能価額としては、IAS 第 36 号のように、使用価値と正味実現可能価額のいずれか高い方の価額が用いられる。再調達価額や正味実現可能価額は、IAS 第 2 号のように、低価基準を適用された棚卸資産の測定属性として用いられる。

投資に関する当初認識時の測定目的としては、取得原価が最優先されるべきであると考え
る。

我々のコメントが測定基礎の議論に貢献することを希望する。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長